

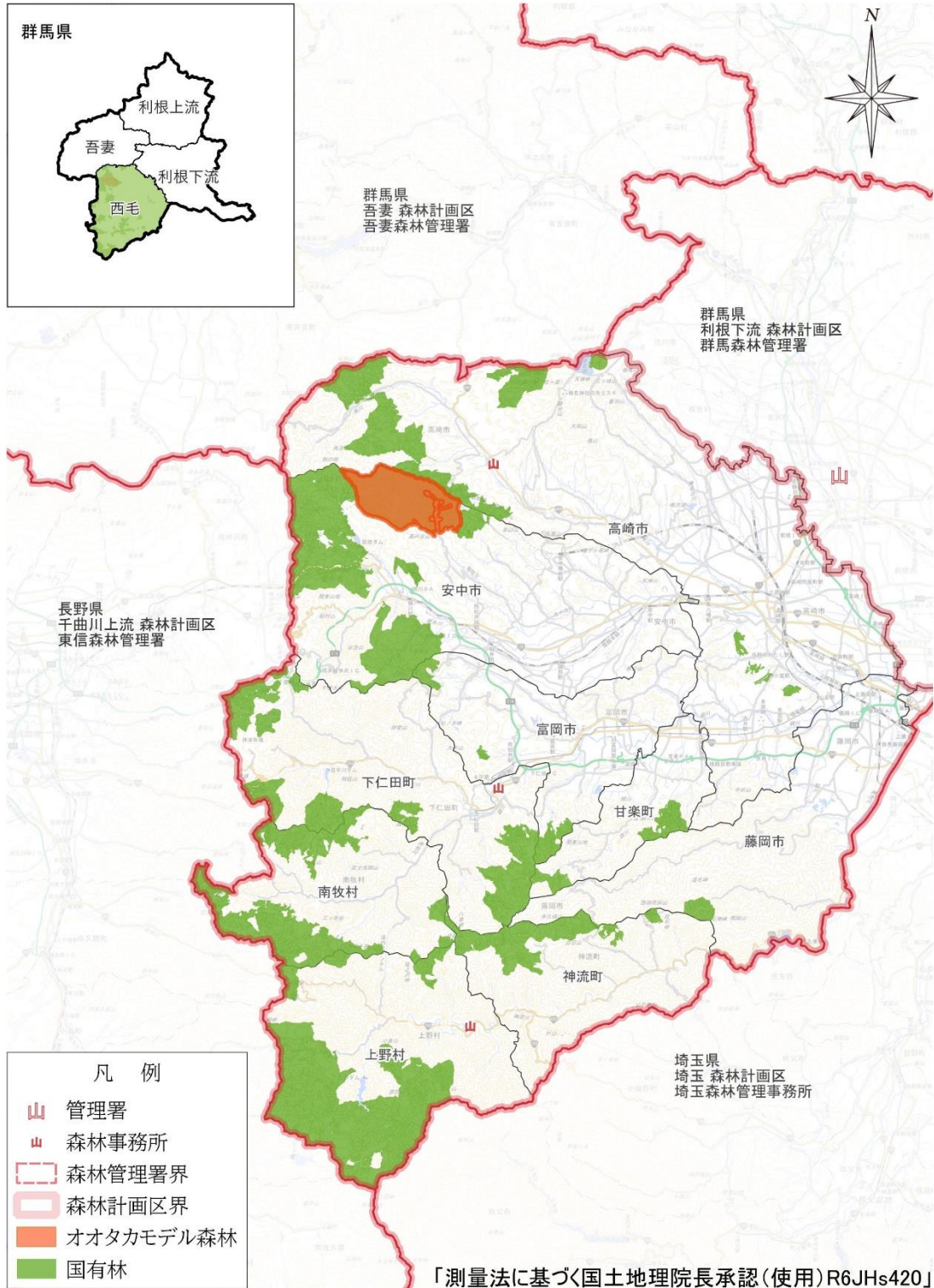
第7次地域管理経営計画書（西毛森林計画区）別冊

オオタカモデル森林管理経営計画書

計画期間
自 令和 7年 4月 1日
至 令和12年 3月 31日

関東森林管理局

オオタカモデル森林位置図



目 次

1	オオタカモデル森林に関する基本的な事項	1
(1)	オオタカモデル森林の管理経営の基本方針	1
(2)	オオタカモデル森林の現況	2
(3)	森林整備の考え方	3
2	森林施業の基準	4
(1)	施業群の設定	4
(2)	施業の基準	5
3	オオタカモデル森林における森林施業の計画・実行上の留意事項	11
(1)	主伐・間伐における留意事項	11
(2)	主伐・間伐以外の留意事項	12
4	森林施業検討委員会の設置	13

1 オオタカモデル森林に関する基本的な事項

(1) オオタカモデル森林の管理経営の基本方針

本計画は、オオタカモデル森林において、水源涵養機能を始め森林の有する公益的機能の維持・増進を図りつつ、オオタカの狩場環境や営巣環境、餌となる鳥類や小動物の生息環境等の改善、効率的な森林整備（施業の結果得られる木材の生産を含む。）を体系的に進め、生物多様性の保全と森林整備に伴う木材生産との両立を図るための計画であり、西毛森林計画区に係る地域管理経営計画書の別冊として定めるものである。

西毛森林計画区の北西部に位置する安中市松井田町の細野地区の国有林は、人工林が約7割を占めている一方、森林生態系の頂点を成し、生物多様性のシンボルとして認められているオオタカを始め、クマタカやハイタカ、ノスリなどの猛禽類が生息している。

こうした人工林地帯で生息しているオオタカの生態及び生息環境等を把握するため、平成13年度から猛禽類の生息調査や繁殖状況等のモニタリングを継続して実施してきたところであるが、生物多様性の向上を図りつつ、より適切かつ効果的な森林整備を推進するため、第4次地域管理経営計画（平成22年4月1日始期）において「オオタカモデル森林」（西毛森林計画区158林班～189林班（2,079ha））を設定したところである。

オオタカモデル森林では、オオタカをアンブレラ種及びシンボル種として、オオタカの生息環境の維持・向上を図るとともに、長期的視点に立って森林整備に伴う木材の持続的な生産を行うこととしている。

なお、オオタカモデル森林の本旨は生物多様性の向上にあることから、そのシンボルとしてのオオタカの将来的な生息の有無にかかわらず、この森林施業を継続しオオタカやクマタカなどの猛禽類が生息地として活用できる環境の整備に努めることとする。

(2) オオタカモデル森林の現況

オオタカモデル森林は、群馬県南部の高崎市中心部から西方に約23km離れた安中市松井田町北部の海拔450～1,370mの山地に位置する。

地形は、東側が小起伏山地、西側のほとんどが中起伏山地に分類されている。斜面傾斜は、15°以上30°未満の中傾斜地が約9割を占めている。

水系は、碓氷川支流の増田川の源流部に当たり、トロガ沢、中川、櫛尾沢等の枝沢が増田川に合流し南東へ流下している。このため、下流域の生活用水、農業用水等に影響を与える重要な水源地帯であり、水源涵養機能の発揮が期待される森林である。

地質は、ほとんどの地域で溶岩及び凝灰角礫岩が分布しており、支尾根の一部に安山岩が分布する。

土壌は、全域にわたり浅間火山を噴出源とする火山灰や軽石が現地地形を覆っており、一般的に黒色土が生成されている。土性は砂質壤土、表層は20～30cmで黒色を呈しており、その下に軽石や基岩の風化物が出現する。土壌分布は、尾根筋等は乾性型、斜面の大部分は適潤性黒色土の崩積型、主沢には崩積土の弱湿性黒色土が出現する。

火山灰による土性と適度に侵食された地形の形成、あるいは火山軽石層の介在や火山噴出物と基岩の風化物との攪乱等により、林木の生育にとって好適な理化学的性質が生成されたため、良好な人工林地帯として施業が行われてきた。特に、ヒノキは地域ブランド材「細野

ヒノキ」として知られており、182 林班に展示林約 1 ha を設定している。

また、侵食の著しい斜面は、表面に堆積した火山噴出物が崩落、流亡し、枝沢や主沢の崖では小面積であるが崩壊地が発生しているため、治山施設の設置など土砂流出防止措置が必要である。

潜在自然植生は、大半をブナクラス域のコハクウンボク・イヌブナ群集などが占め、西端部はミヤコザサ・ミズナラ群落、増田川沿いにはタマブキ・ケヤキ群集等が生育する立地条件を有している。

一方、現存植生は、人工造林したスギ、ヒノキ、カラマツの植林地が全域に広がり、全体の約 7 割を占めている。その他は植栽木の成長が悪く針広混交林化している林分や広葉樹二次林であり、原始的な天然林は保存されていない。

人工林の齢級構成は、9～14 齢級が多くを占め、施業の実施に伴い一部には伐採跡地もあるが、全体的に若齢林が少ない状況である。また、長伐期施業の伐期齢（80 年生）を超える林分が極端に少なく、伐採跡地～若齢林～高齢林の林齢構成が不均衡となっている。

（3）森林整備の考え方

この地区ではオオタカペアが継続して生息しているが、繁殖成功率は低い。また、オオタカの繁殖成功率の高い地域と比べると繁殖期におけるオスの行動圏面積が大きいという調査結果から、オオタカペアが生息するのは可能であるが、ヒナを育てるのに十分な餌が採れる生息環境ではないと推測される。オオタカの餌は主として鳥類であることから、繁殖期に当たる春～夏にかけてその生息数が少ないか、狩場としての条件が十分でないと考えられる。特に、これまでの調査結果によると、餌を捕獲しやすい環境の整備が重要とされている。このため、オオタカの狩場として望ましい空間の維持・造成と餌となる鳥類が生息できる環境を整えるため、高齢林、多様な樹種からなる森林と草地（伐採跡地等）がバランスよく配置される状態を指向することとする。さらに、オオタカの営巣林として、適度に空間があり、枝張りの良い木がある高齢林が存在することが必要であると考えられる。エリア全体としてこのような状態に誘導することにより、オオタカのみならず多様な動植物の生育・生息環境の改善が可能となる。

また、人工林の中には、広葉樹が混交した林分や植栽木の生育が良くない林分、さらに生物多様性保全の観点から、沢沿いでは溪畔独自の林相に誘導することが望ましい林分等もある。このような現況を踏まえ、効率的な森林整備を継続的に行っていく森林と、生物多様性の保全を重視した取扱いをする森林を整理した上で、管理することとする。

前計画期間では、オオタカモデル森林のうちオオタカ長伐期施業群が全体面積の 63% を占めていたが、実際にオオタカ長伐期施業群の伐期齢（80 年生）を超える林分は極めて少なく、定期的・継続的な皆伐による狩場の創出が課題となっていた。

また、通常伐期（スギ 45 年生、ヒノキ・カラマツ 50 年生）による皆伐が可能な林種改良施業群は全体面積の 8% と割合も少なく、皆伐の実施も限定的となっており指向する高齢林、多様な樹種からなる森林と草地（伐採跡地等）がバランスよく配置される状態を創出できる状況とはなっていなかった。

このため、区域全体として水源涵養機能の維持・増進を図りつつ、オオタカが餌を採りやすい環境及び餌となる鳥類が多く生息できる環境の創出と効率的・持続的な森林整備に伴う木材生産との両立を図ることが可能となるよう、「2 森林施業の基準」で定める施業群ごとの施業方法等により適切な森林管理と目指すべき森林への誘導に努めることとし、本計画期間中は次のとおり森林整備及びモニタリングの目標を設定する。

ア 林齢構成の多様化、多様な樹種からなる森林の維持・造成のため、前計画期間においてオオタカモデル森林長伐期施業群としていた林分の中から一部をオオタカモデル森林林種改良施業群へ組み替え、オオタカの狩場を創出するための伐採と将来の森林資源造成のための更新を実施する。

イ 林齢構成及び伐採・更新サイクルの平準化を図り、持続的な森林整備の実施とオオタカの狩場の創出を図るため、これまで設定していた施業群に加え、普通伐期での皆伐及び人工造林による育成単層林施業に対応した施業群の創設を視野に入れたモニタリングを実施する。

ウ 林木の成長に伴い広範囲を見渡せるモニタリングの定点観測地点が減少している状況を改善するため、間伐等の実施に合わせ、視界を確保した観測地点を複数設定する。

エ 調査目的に適合したモニタリングを継続実施する。

2 森林施業の基準

(1) 施業群の設定

国有林野においては、計画的な森林施業を体系的に実施していくため、伐採・造林等の方法を共通のものとして取り扱うことのできる林分を合わせて一つの施業群とし、設定した施業群ごとに施業の基準を明らかにすることとしている。

オオタカモデル森林においては、前述の森林整備の考え方にに基づき、独自の施業群を次のとおり設定する。

施業群	施業群設定の基本方針
オオタカモデル森林 長伐期施業群 (以下、オオタカ長伐期施業群)	立地条件が良く成長の良好な人工林を対象とし、長伐期による小面積の皆伐を分散的に進めることにより、効率的・継続的な森林整備を行いつつ、伐採跡地～若齢林～高齢林をバランスよく区域内に配置する。なお、林齢構成の多様化と林縁環境及び林内空間の形成を重視するため、スギ・ヒノキ・カラマツ等樹種の別は問わない。
オオタカモデル森林 生息環境保全施業群 (以下、オオタカ生息環境保全施業群)	天然林及び人工林のうち広葉樹が50%程度以上混交している森林を対象とし、潜在自然植生の構成種等の保全・育成を図る。
オオタカモデル森林 林種改良施業群 (以下、オオタカ林種改良施業群)	人工林のうち比較的傾斜が緩く地位が良好で下層植生が豊かである森林を対象とし、広葉樹の積極的導入を図るため、計画的な伐採を進める。伐採後は、人工造林又は天然更新により、更新完了をもってオオタカ長伐期施業群又はオオタカ生息環境保全施業群に編入する。

なお、分収造林については施業群を設定せず契約に従って保育・伐採を行うこととするが、契約終了後は、オオタカ長伐期施業群又はオオタカ生息環境保全施業群に編入する。

(2) 施業の基準

施業群ごとの施業の基準は、次のとおりとする。

なお、各施業群の後尾の（ ）は、地域管理経営計画書の別冊「森林の管理経営の指針」（以下、「森林の管理経営の指針」という。）で定める施業群の区分を示す。

ア オオタカモデル森林長伐期施業群（長伐期施業群）

伐採跡地、若齢林、高齢林特有の階層構造と効率的な生産が期待できる森林をエリア内に配置する観点から、継続的・定期的に皆伐を行い、伐採跡地～若齢林～高齢林が配置されることを目指す。

(ア) 伐採	① 主伐	
	i 伐期齢	80年を標準とする。
	ii 伐採の方法	皆伐とする。
	iii 伐採の時期等	a オオタカ等の繁殖状況をモニタリングしつつ、非繁殖期（9月～1月）に実施することを基本とする。 b 猛禽類の繁殖巣が確認された場合、繁殖巣周辺12～36haの範囲の皆伐を見合わせる。 c 事業実行に当たっては、必要に応じて専門家の助言を受ける。
	iv 伐採箇所の面積	1伐採箇所の面積は、おおむね5ha以下とする。ただし法令等による伐採の上限面積が5ha未満の場合は、当該制限の範囲内とする。
	v 伐採箇所の選定	a 縁のある状態を多く配置するため、皆伐箇所は、隣接林分が30～50年生程度の箇所を優先する。 b 皆伐に伴う急激な環境変化を緩和するため、施業の効率性に配慮しつつ、伐区の分散を図ることとする。
	vi 伐採箇所の形状等	形状については特に定めないが、林地の保全等を考慮し、複数の地形にまたがるような形状は避け、その地域の地形に応じた形状とする。
	vii 保護樹帯の設定	a 主要な尾根筋及び溪畔周辺で広葉樹が多く混交した箇所は、保護樹帯として保残する。 b 尾根部では片側幅30m、溪畔周辺では片側幅50mを最低基

	viii 伐採箇所内の保残木	<p>準として設定し、設定後は「オオタカ生息環境保全施業群」に編入する。</p> <p>c 現地の地形、斜面方向等によって常風や強風の通り道である場合には、伐採前に天然更新の可能性と植栽木に対する風の影響等について精査し、保護樹帯の設定について検討する。</p> <p>a 営巣適木（枝張りの良い大径木等）、老齢木、樹洞木、利用径級未満の天然木等（「森林の管理経営の指針」第1-3-(2)において定める天然木等をいう。以下同じ。）については、作業の安全性を優先しつつ、できるだけ保残することとする。その際、可能な限り周囲の樹木も含め群状に保残する。</p> <p>b また、低木性の樹種であっても、鳥類の生息場所や採餌場所として重要なことから、広葉樹等を中心に可能な限り保残する。</p>
	② 間伐	<ul style="list-style-type: none"> 人工林の密度管理、狩場環境の改善、餌動物の生息環境の改善等に配慮し、「森林の管理経営の指針」（第1-(3)保育・間伐、第2-V-5 保育・間伐、第3-I-1-イ-間伐）に基づき実施する。 特に、立地条件や山地災害防止及び水源涵養機能の維持に配慮しつつ、餌となる鳥類等の生息環境の向上、オオタカが林内を飛びやすい空間の創出、生物多様性の向上が期待できる下層植生の発達し易い光環境等を考慮し、列状間伐を積極的に取り入れる。
(イ) 更新	① 人工造林	<p>植栽本数は以下のとおりとする。</p> <p>また、地拵え、植付け、改植等は「森林の管理経営の指針」（第3-I-1-ウ-更新）に基づき実施することとし、その時期はオオタカの繁殖に影響を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>i 植栽本数</p> <p>2,000 本/ha 以下を基本とするが、残存木の配置及び高木性の天然稚幼樹の発生状況を勘案して決定する。</p> <p>なお、保安林の指定施業要件で植栽本数が定められている場合は、当該本数以上とする。</p>

	<p>② 天然更新</p> <p>i 更新箇所の選定 尾根部や溪畔周辺のうち広葉樹の混交が少ない箇所であつて、将来オオタカ生息環境保全施業群に編入すべきところについて、皆伐を実施した箇所等を対象とする。</p> <p>ii 更新箇所の規模 主要な尾根部では片側幅 30m、溪畔周辺では幅 50mを目安とする。</p> <p>iii 更新方法 天然下種第 2 類により整備する。</p> <p>iv 更新完了の目安 伐採年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に高木性の天然木等が林地にほぼ均等に成立したとき。</p> <p>v 更新補助作業 全面的にササで覆われ樹木の成立が困難な場合には、ササ刈り等の更新補助作業を行い天然木等の発生を促す。また、天然木等の発生状況が十分でない場合には種子散布等を行う。なお、土砂流出の恐れがある場合には、土砂流出防止措置を行う。</p> <p>vi 更新完了に至らない場合の取扱い 更新補助作業を行っても更新完了に至らない場合は、稚幼樹の生育本数を考慮の上、ha 当たりの植栽本数を目安に植栽を行う。</p> <p>vii 更新完了後の取扱い オオタカ生息環境保全施業群に編入し、保護樹帯として管理する。</p>
(ウ) 保育	<p>「森林の管理経営の指針」(第 1-(3)保育・間伐、第 2-V-5 保育・間伐、第 3-I-1-エ-保育)に基づき実施することとし、植栽木以外の天然木等を画一的に排除せず、植栽木の成長状況等を勘察し、風当りの強い箇所等では、天然木等を積極的に保残する。</p> <p>つる類で、鳥類の生息場所や採餌場所に利用されている場合、植栽木の成長に支障となる場合であっても、林分全体の森林の機能を損なわない場合や、作業の安全が確保できる場合は努めて保残する。</p>

イ オオタカモデル森林生息環境保全施業群（天然林・その他施業群）

オオタカの餌となる鳥類やその鳥類の餌となる昆虫等が好む広葉樹等が多く生育する森林が人工林の間にモザイク状に分散配置されること等により、オオタカの狩場環境、餌となる鳥類の生息環境の改善を図ることを目的とする。

(ア) 伐採	① 主伐	
	i 伐期齢	スギ：45年以上とする。 ヒノキ・カラマツ：50年以上とする。 回帰年は定めない
	ii 伐採の方法	a 択伐又はオオタカの生息環境の保全に資する伐採方法とする。 b 択伐を実施する場合は、「森林の管理経営の指針」（第1-3-(1)ウ）を基本とし、育成天然林内に生育する植栽木が利用径級に達し、搬出可能な場合に実施し、広葉樹林率を向上させる。 c 群状伐採を実施する場合は樹高以上の伐採幅を、帯状伐採を実施する場合は樹高程度の伐採幅を最小基準の目安とする。
	iii 伐採の時期等	a オオタカ等の繁殖状況をモニタリングしつつ、非繁殖期（9月～1月）に実施することを基本とする。 b 猛禽類の繁殖巣が確認された場合、繁殖巣周辺12～36haの範囲の伐採を見合わせる。 c 事業実行に当たっては、必要に応じて専門家の助言を受ける。
	iv 伐採箇所の面積、形状等	特に定めない。 法令等の制限がある場合は当該法令の制限内とし、林地の保全に配慮し適切に区域を設定する。
② 間伐		
<p>間伐は以下の場合に行う。</p> <p>a 育成天然林内に植栽木が群状に高密度で生育している場合。</p> <p>b 広葉樹二次林の林分密度が高く、密度調整を行うことによりオオタカの餌となる鳥類等の生息環境が改善される見込みがある場合（この場合、専門家の意見を聴いた上で実施する）。</p>		
(イ)	① 天然更新	

更新	i 更新方法	原則として天然下種第2類とする。
	ii 更新完了の目安	伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に高木性の天然木等が林地にほぼ均等に成立したとき。
	iii その他	オオタカの生息環境の改善が目的のため、鳥類の生息場所や採餌場所として重要な低木性樹種も必要であることに留意する。
(ウ) 保育	必要に応じて実施する。	

ウ オオタカモデル森林林種改良施業群（通常伐期施業群）及び分収林

伐期齢に達した林分の中から優先度を考慮の上伐採箇所を選択・実行し、更新に当たっては、広葉樹の積極的導入を図るため、できるだけ天然更新を優先することとし、主伐後は、更新完了をもって「オオタカ生息環境保全施業群」に編入する。

なお、天然更新が期待しにくい箇所や林地保全や早急に公益的機能の維持・増進を図るために植栽が必要と認められる箇所については、将来とも人工林として育成することとし、「オオタカ長伐期施業群」に編入する。

(ア) 伐採	① 主伐	
	伐期齢	スギ：45年を標準とする。 ヒノキ・カラマツ：50年を標準とする。 分収林：契約に基づく林齢とする。
	伐採の方法	皆伐とする。 ただし、上中低の各階層の広葉樹の混交（面積）割合の合計がおおむね25%以上あるか、伐採対象林分の周辺に母樹となる広葉樹が多数生育しており天然更新が期待できる場合は、択伐又は複層伐とする。 なお、群状伐採を実施する場合は樹高以上の伐採幅を、帯状伐採を実施する場合は樹高程度の伐採幅を最小基準の目安とする。また、伐採面積等については「森林の管理経営の指針」（第1-3-(1)イ、ウ）を基本とする。
	伐採の時期等	a オオタカ等の繁殖状況をモニタリングしつつ、非繁殖期（9月～1月）に実施することを基本とする。 b 猛禽類の繁殖巣が確認された場合、繁殖巣周辺12～36haの

	<p>伐採面積</p> <p>伐採箇所の選定</p> <p>伐採箇所の形状等</p> <p>保護樹帯の設定</p>	<p>範囲の皆伐を見合わせる。</p> <p>c 事業実行に当たっては、必要に応じて専門家の助言を受ける。</p> <p>「オオタカ長伐期施業群」に準ずる。</p> <p>「オオタカ長伐期施業群」に準ずる。</p> <p>「オオタカ長伐期施業群」に準ずる。</p> <p>「オオタカ長伐期施業群」に準ずる。</p>
	② 間伐	
	<p>a 「オオタカ長伐期施業群」に準ずる。</p> <p>b 分収林は経営目的に応じた林分に仕立てるため、列状間伐は行わない。</p> <p>c 広葉樹林に誘導すべき林分については、植栽木と広葉樹の混交状況を確認しつつ、画一的な列状間伐によらず混交広葉樹の育成を図るための選木に努める。</p>	
(イ) 更新	① 天然更新	<p>天然下種を基本とするが、人工造林すべき箇所については以下のとおりとする。</p> <p>a 母樹が近くにない箇所。</p> <p>b ササ等の繁茂により天然更新が期待できない箇所。</p> <p>c 林地保全等、局所的な地形により速やかに確実な更新を図る必要がある箇所。</p> <p>d 早急に公益的機能の維持・増進を図る必要がある箇所。</p>
(ウ) 保育	「オオタカ長伐期施業群」に準ずる。	

3 オオタカモデル森林における森林施業の計画・実行上の留意事項

森林施業の計画・実行に当たっては次の留意事項を基本として、それぞれの立地条件に応じて判断することとする。

(1) 主伐・間伐における留意事項

伐採は、巣立ちした幼鳥が親離れする 30～40 日後からとし、繁殖期の繁殖活動が途中で失敗した場合には、その 1 ヶ月後から伐採の実施が可能な計画とする。

ア 皆伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 皆伐対象林分内外の繁殖巣、使用可能な巣、使用不可能な巣の所在を再度チェックする。 ② 皆伐実施直前に繁殖・生息状況を再度確認する。 ③ 営巣木が 1 本しかなくオオタカが繁殖している場合は、営巣中心域で計画されている皆伐を実施しない。また、巣の周辺 400m以内は繁殖中の皆伐を行わない。 ④ 2 本以上の営巣木があり、かつ、他の営巣木の条件が整った場合（営巣中心域及びその周辺で、現存する全ての営巣木が含まれる面積 12～36 ha 以上が保全されている）に、繁殖巣から半径 400m以内で計画されている皆伐は、繁殖期を避けて実施できる。その際、営巣中心域内の皆伐面積は 1 年当たり 1 ha 以内とし、その年度に使用した巣は残すとともに、使用可能な巣も極力残す。また、その年に利用した巣から 100m以内の範囲は保残する ⑤ 繁殖していないものの、過去に繁殖に使った巣又は使用した巣があり、オオタカが定着している場合は、モニタリングによって次年度以降の皆伐実施の判断を行う。 ⑥ オオタカが途中で繁殖に失敗した場合で、かつ、上記③、④の場合、失敗確認後 1 ヶ月以降に皆伐を実施する。 ⑦ オオタカ生息域では、3 本以上の営巣候補木のある 12～36 ha の営巣可能林が持続的に保持されるような育林のローテーション計画を立てる。 ⑧ 長伐期施業を行い、広葉樹を適宜配置するとともに、繁殖、採餌に適した林分の造成に努める。
イ 間伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 間伐対象林分内外の繁殖巣、使用可能な巣、使用不可能な巣の所在を再度チェックする。 ② 実施直前に繁殖状況を再度確認する。 ③ 間伐実行対象林分内外に繁殖中の巣がある場合は、繁殖巣から半径 400m以内は繁殖期を避け間伐を実施する。その場合、繁殖巣と使用可能な巣の周囲 100m以内の範囲は残す。 ④ 繁殖していないものの、繁殖に使った巣又は使用可能な巣があり、オオタカが定着している場合は、5 月中旬以降に巣から半径 100m以内の範囲を残し間伐する。

	<p>⑤ オオタカが途中で繁殖に失敗した場合は、失敗確認後1ヶ月以降に間伐を実施する。その場合、繁殖失敗巣及び使用可能巣から半径100m以内の範囲を残し間伐する。</p> <p>⑥ 上記の対応の結果、残された場所の間伐は、その後もモニタリングを続け、繁殖巣を含め使用可能な巣が2個以上ほかに保全された時点で、100m以内の範囲の間伐を行う計画とする。</p> <p>⑦ 繁殖巣以外の巣の場合でも、半径100m以内の範囲は残し保全を図る。ただし、将来的にまったく使用不可能と判断された巣については、間伐を可能とする。</p> <p>⑧ 営巣候補木の保護と、営巣候補木となり得るような林木の育成に努める。</p>
--	--

(2) 主伐・間伐以外の留意事項

ア 除伐作業	除伐は、上記の間伐計画・実施の手順に従って実施する。
イ 植栽、下刈り、つる切作業	繁殖巣から400m以遠ではいつでも可能であるが、繁殖巣周辺400m以内は、繁殖期の実施を避ける。
ウ 施設の設置等に共通の留意事項	繁殖巣から400m以内は繁殖期を避ける。繁殖の失敗を確認した場合は、その1ヶ月後から開始する。
エ 森林作業道の設置等	森林作業道は、繁殖巣、使用可能な巣から100m以内には設置しない。 森林作業道の通行は、繁殖巣から400m以内は繁殖期をなるべく避け、200m以内には原則立ち入らない。
オ 林道（林業専用道を含む）の開設等	林道は、繁殖巣、使用可能な巣から200m以内には新たに開設しない。ただし、あわせて3個以上の巣が確保できる見通しが立った際は可能であるが、その場合でも100m以内には開設しない。 林道の通行は、繁殖巣から400m以内は繁殖期をなるべく避け、200m以内には原則立ち入らない
カ 作業舎の設置等	作業舎は、繁殖巣、使用可能な巣から400m以内には設置しない。
キ 空中索道の運用等	空中索道は、繁殖期、使用可能な巣から200m以内では繁殖期には撤去しておく。400m以内の運用は繁殖期を避ける。
ク 治山施設の設置等	治山施設は、繁殖巣、使用可能な巣から200m以内には設置しないことが望ましいが、防災上必要な場合は、営巣候補木が他に保全されるよう努める。
ケ コンディショニング	猛禽類は、近くで突然各種の作業が開始されると驚いて営巣

<p>の実施</p>	<p>放棄することが多いが、継続的な刺激には馴れると指摘されている。したがって、馴化又は条件付け（コンディショニング）を行えば、猛禽類の警戒距離を短縮し、より営巣地近くで作業が可能となる。</p>
<p>コ その他</p>	<p>① オオタカが現在生息する地域で各種事業を行う際には、生息環境及び営巣環境の整備について配慮する。</p> <p>② オオタカが現在生息しない地域においても、健全なオオタカ個体群維持のため、森林管理に配慮する。</p> <p>③ オオタカ以外の猛禽類についても、オオタカに準じた手法で適正な森林管理及び事業を行い、その保護に留意する。</p>

4 森林施業検討委員会の設置

森林施業の実施に当たっては、群馬森林管理署に専門家、有識者からなる「オオタカモデル森林施業検討委員会」を置き、森林整備の方針など具体的な森林施業方法等について意見を聴き、順応的管理を行う。